

報告第 1 号

学校教育法施行細則の一部改正に係る専決処分の
報告について

教育長専決に関する規則第2条第2項の規定により、次のとおり専決処分したので報告する

1 専決処分内容

学校教育法施行細則の一部改正

2 専決処分の日

平成23年5月20日

3 規則改正の内容等

(1) 改正理由

学校教育法の一部改正に伴い、関係規程の整備を行う必要があるため

(2) 改正内容

市町の設置する幼稚園の設置廃止等に係る県教育委員会の認可を不要とするとともに、市町が当該設置廃止等を行おうとするときは、あらかじめ県教育委員会に届け出なければならないよう改める

4 改正案

28～30頁のとおり

5 施行年月日

公布の日から施行し、平成23年5月2日から適用する。

学校教育法施行細則（昭和三十一年十月二十七日教育委員会規則第十五号） 新旧対照表

改正案	現行
<p>第四条 市町が、幼稚園、小学校又は中学校を設置しようとするとき、あるいは、名称又は位置を変更しようとするときは、前条の規定に準じ、あらかじめ委員会に届け出なければならない。</p>	<p>第四条 法によつて学校設置の義務を負う者が、小学校又は中学校を設置しようとするとき、あるいは、名称又は位置を変更しようとするときは、前条の規定に準じ、あらかじめ委員会に届け出なければならない。</p>

学校教育法施行細則の一部を改正する規則

学校教育法施行細則（昭和三十一年石川県教育委員会規則第十五号）の一部を次のように改正する。

第四条中「法によつて学校設置の義務を負う者が」を「市町が、幼稚園」に改める。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行し、平成二十三年五月二日から適用する。
- 2 この規則の施行前に第三条の規定によりされている市町の設置する幼稚園に係る認可の申請は、改正後の第四条の規定によりされた届出とみなす。

学校教育法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十三年五月 日

石川県教育委員会

石川県教育委員会規則第

号